

◆自立支援給付制度（障害福祉サービス等）の種類

介 護 給 付	居宅介護 (ホームヘル プ)	者・児	自宅で入浴・排せつ・食事の介護等、通院等の介助を行います。
	重度訪問介護	者	重度の障がいがあり、常に介護が必要な方に、自宅で入浴・排せつ・食事の介助等、外出時の移動支援などを行います。
	同行援護	者・児	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する方が外出する時に、必要な情報提供や介護を行います。
	行動援護	者・児	知的障がいや精神障がいにより、自己判断能力が制限されている方が行動する時に、危険を回避するため、必要な支援や付き添いなどを行います。
	重度障害者等 包括支援	者・児	介護の必要性がとて高い方に、居宅介護等複数のサービスを包括的に提供します。
	短期入所 (ショートステ イ)	者・児	自宅で介護する方が病気の場合などに、短期間、夜間も含めた施設で介護を行います。
	療養介護	者	医療と常時介護を必要とする方に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活上の世話を行います。
	生活介護	者	常に介護を必要とする方に、施設で入浴・排せつ・食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
	施設入所支援	者	施設に入所する方に、夜間や休日、入浴・排せつ・食事の介護などを行います。

訓練等給付	自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	者	自立した生活ができるよう、身体機能又は生活能力の維持・向上のために必要な訓練を行います。
	宿泊型自立訓練	者	上記生活訓練対象者で、居室その他の設備を利用して日常生活能力向上のための支援を行います。
	就労移行支援	者	一般企業等への就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練を行います。
	就労継続支援 (A型・B型)	者	一般企業等での就労が困難な方に働く場を提供するとともに、知識及び能力向上のための訓練を行います。雇用契約を結ぶA型と雇用契約を結ばないB型があります。
	就労定着支援	者	一般就労に移行した方に、就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を行います。
	自立生活援助	者	一方暮らしに必要な理解力・生活力等を補うため、1年間、定期的な居宅訪問等により日常生活における課題を把握し必要な支援を行います。
	共同生活援助 (グループホーム)	者	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談、入浴・排せつ・食事の介護、日常生活上の援助を行います。
相談支援	計画相談支援	者・児	福祉サービス、地域相談支援又は障害児通所支援を利用する時の、利用計画書を作成し、その後は支援の実施状況の確認や支援内容の見直し等を行います。
	地域移行支援	者	入院や入所から地域生活に移行する準備のために必要な外出への同行支援や入居に関する援助を行います。
	地域定着支援	者	自宅で単身生活をしている方などに、常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。